

会津大学の教員養成のこれまでとこれから

太田光一

はじめに

1993年（平成5年）に創設された会津大学に教職課程が開設されたのは翌1994年であり、すでに10年以上が経過した。この10年の自分自身の実践を振り返ると同時に、今後新しい組織形態（2006年からの法人化）の下で教職課程はどうあるべきかを検討してみる。想定する読者は同じ職場の同僚である。

会津大学の開設時、教職課程が開設されることを当初から予定されていた。その際、会津短期大学の教職課程を担当していた太田光一、菊地則行の2名が会津大学の教職課程の専任として赴任することが想定されており、2名とも会津大学に異動することを前提に、短大採用時に四大を想定した業績審査が行われた。同時に会津短期大学の教職課程は廃止されることが暗黙の前提となっていた。

大学の開設は文部省（当時）の高等教育局大学課が担当窓口であるが、教職課程は教育助成局教職員課が窓口であり書類の受理・審査は別個に行われた（その後文部科学省の組織が変更され、現在は初等中等局教職員課が窓口である）。大学の開設と教職課程の開設は同時なのが通常であるが、会津大学の場合は1年遅れの申請となった。事務方としては、専門科目や教員の配置に精一杯でとても教職課程の準備にまで手が回らなかつたのだろうと推測される。開設準備は県庁大学整備室の職員と太田、菊地で進められ、教職課程の授業が2年生から始まるなら一期生から受講できるので1年遅れでも支障はないということで認可された。その間の文部省側とのやり取りについては本論の課題ではないので省略する。

1. 免許法のあらまし

およそ国家が認定する免許状は、取得に必要な条件が法律で定められている。教員の免許状については「教育職員免許法」（昭和24年5月31日、法147）（以下免許法と略す。なお「教育職員」は以下教員と表記する）で定められている。なお、文部省令である「教員職員免許法施行規則」が具体的な内容を規定しており、以下の説明では、特に断らない限り両方を含めて免許法と称することにする。

免許状を授与するのは都道府県教育委員会である（免許法第5条6）。授与権者は教育委員会であるが、授与のための所要資格を得させる機関は原則として大学である。だが、免許法に定められた単位を大学で履修すれば授与資格が自動的に満たされるわけではない。必要な教育課程や教員組織が十分に整備されていると文部科学省によって認定されなければならない（施行規則）。すなわち、文部科学省によって認定された大学の課程において必要単位を修得すれば、教育委員会から免許状が授与されるという仕組みになっているのである。実際に教員になるためにはそのあと学校に採用される必要があるのは言うまでもない。学校は個人営業が認められていないからである。

免許法は戦前の教員養成の反省のもとに作られ、師範学校を廃して大学で教員養成を行うことを原則としたものの、ある程度戦前の伝統を引きずらざるをえず、実際上二種類の大学が生じた。教員養成を主とする大学、学部（多くは戦前の師範学校を母体とし、教育大学、学部あるいは学芸大学、学部と称する）と教員養成を主としていない大学、学部、学科である。以下簡便のために教員養成系大学と一般大学と記述する。会津大学はもちろん一般大学である。

免許法などの大学にも同じように適用されるが、小学校教諭の免許を取得するためには多種・多数の科目と多くの大学教員スタッフを揃えねばならないので、一般大学ではそれは困難である。他方、中学校教

諭や高等学校教諭の単一教科の免許に必要な科目・教員組織は比較的整えやすい。その結果、小学校および中・高のあらゆる教科の免許が取得できる大学と、中・高の特定の教科の免許のみが取得できる大学との違いが生じる。前者を教員養成系大学、後者を一般大学と称するのである。なお、文部科学省の統計によれば平成14年度現在で全国670大学のうち520大学が教員養成を行っている。つまり、ほとんどの大学に教職課程が設置されているといつてよい。

2. 教職課程の科目

教員免許を取得するための科目群のまとめ（カリキュラム）を一般に「教職課程」と称している。その教職課程の科目群は大きく二種類に分けられる。「教科に関する科目」と「教職に関する科目」である。

（かつては「教科専門科目」と「教職専門科目」と称していたが、大学における一般教育科目と専門教育科目の位置づけの変化に伴って上記のように変更されている）。以下、簡便のために教科科目と教職科目と表記する。

教科科目とは、小中高校で教える教科に関する科目である。数学の免許を取得しようとするならば、代数学、幾何学などが、国語であれば国語学や国文学が、音楽であればソルフェージュ、声楽、器楽などがそれに相当する。一般大学においては、教科科目は普通に大学で学習していれば修得できる場合がほとんどであろう。つまり、理学部数学科であれば数学の科目をたくさん履修しているし、国文科であれば国語・国文学の科目をたくさん履修するのが常態であろう。つまり、教科科目は特に努力しなくとも修得できるのである。

他方、教職科目とは、教員になるにあたって共通に必要とされるもの、教職の意義、生徒の心身の発達、指導法などに関する科目である。教職科目の中には「教科教育法」が含まれる。教科教育法という科目があるわけではなく、具体的には、数学科教育法、英語科教育法というように、受けようとする教科ごとに修得することになる。「教育実習」は教職科目の中でもっとも重要であり、大学が認定する科目ではあるが大学外の小中高校での実習が内容となる。

3. 教職科目の変遷

本学の教員養成カリキュラムは、免許法の改正のたびに変更を迫られてきた。本学の履修規程では、平成14年度以降の入学生と12、13年度入学生、5~11年度入学生の三種類の履修表が存在する。14年度以降の変更点は、学校教育法の改正によって高等学校に情報科という科目が新設され、それに伴って免許法も改正されて「情報」という免許が新設されたためであり、12年度の改正は免許法に定める修得単位数、履修方法が改正されたためである。いずれも本学の内発的な改革ではなかった。

まず、免許法の主な改正について振り返る前に、会津大学開学以前に長年にわたって適用されていた免許法を概観しておく。免許法の大きな改正は、1988（昭和63）年に行われた。免許状の種類の変更（一級、二級から専修、一種へ）などの他に、必要単位数が変更になった。中学校の教職科目について旧法を示すと以下の通りである。

教科科目	32単位		
教職科目	14単位	教育原理	3単位
		教育心理学・青年心理学	3単位
		教科教育法	3単位
		道徳教育の研究	2単位
		教育実習	2単位

教職科目の個々の科目の単位数を合計しても14単位には不足する。だが、実際は3単位となっている科目を4単位で運用すれば最低単位数の要件は満たされる。これはあくまでも最低修得単位数であって、多くの大学、特に教員養成を主とする教育学部などではこの他にもたくさんの科目を必修あるいは選択として課していたことは言うまでもない。

一言でいうと、教職に関する必修は5科目14単位、科目名称は省令によって定められている、とすこぶる単純明快であった。

先に述べたように、一般大学においては教科科目的修得はそれほど困難ではない。それに対し教職科目は、一般大学においては免許を取得しようとする学生のみが特別に履修しなければならない科目であり、卒業に必須な単位ではない場合がほとんどである。だがそれも最低5科目14単位であるから、特に困難というほどではなかったであろう。

それに対して、改正免許法の下では、以下のようにになった。

教科科目	40単位
教職科目	19単位

単位数が増えただけではなく、単位の修得方法も大きく変化した。中学校の教職科目についてだけ示すと以下のようになる。

教育の本質及び目標に関する科目	8 単位
児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目	
教科教育法に関する科目	6 単位
道徳教育に関する科目	
特別活動に関する科目	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2 単位
教育実習	3 単位

教育原理、教育心理学などと科目の名称が施行規則で示されていたのと異なり、科目名や内容は大学ごとの裁量に任されたことが大きな変化である（もちろん文部省の審査は必要）。

会津大学に教職課程を開設するに当たっては当然改正後の免許法が適用されたから、どのような教職科目を開設するか、熟慮することが必要であった。これは当時短大に所属していた太田、菊地の2名に事実上任せられた。

その結果、以下のような教職科目を開設することにしたのである。

施行規則の科目	会津大学の開設科目	担当者	単位数
教育の本質及び目標に関する科目	教育入門	太田	2 単位
児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	青年期教育心理学	菊地	2 単位
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	学校の歴史と理論	太田	2 単位
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目	教育方法	菊地	2 単位
教科教育法に関する科目	数学科教育法 数学講究 工業科教育法	森川、船橋 森川、船橋 伊達	2 単位 2 単位 2 単位
道徳教育に関する科目	道徳教育	太田	2 単位
特別活動に関する科目	特別活動	非常勤	2 単位
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生活指導	非常勤	2 単位

教育実習	教育実践研究 教育実習	太田、菊地	1単位 2単位
------	----------------	-------	------------

太田と菊地が4科目ずつを担当し（菊地は教養基礎科の心理学も担当）、非常勤を2名採用、教科教育法は数理センターと学科の教員が担当した。

4. 免許法の再改正

その後1998（平成10）年に免許法がさらに改正された。これはかなり大きな改正であった。

教科科目	20単位
教職科目	31単位
教科または教職科目	8単位

教職科目が $14 \Rightarrow 19 \Rightarrow 31$ と大幅に増加したことは一目瞭然であろう。

単位の修得方法は以下のように変更された。

教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2単位
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	
	進路選択に資する各種の機会の提供等	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6単位
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12単位
	各教科の指導法	
	道徳の指導法	
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4単位
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導の理論及び方法	
総合演習		2単位
教育実習		5単位

小中高校で「総合学習」の時間が新設されたのに伴い、教科課程にもそれに対応する科目が新設され、また「教職の意義」に関する科目が新設され、カウンセリングの内容を重視することとなった。さらに、教育実習の単位が引き上げられた。

先に述べたように、教科科目については大学で専門の学習をしていれば履修できるのが普通であるが、教職科目が増大することは免許を取得しようとする学生によっては大きな負担増となる。とりわけ教育実習の単位が増えたことは全国の一般大学にとって大問題となった。

この改正に対しては太田、菊地を中心に行なった検討し、以下のような案を作成して文部科学省から認可された。

免許法の科目	会津大学の科目	担当者	備考
教職の意義等に関する科目	教師入門	太田	新設
教育の基礎理論に関する科目	教育入門	太田	
	教育心理学	菊地	名称変更
	学校の歴史と理論	太田	

教育課程及び指導法に関する科目	数学科教育法1	神谷他	名称変更
	数学科教育法2	非常勤	新設
	数学科教育法3	非常勤	新設
	数学指導法	神谷他	名称変更
	工業科教育法1*	非常勤	名称変更
	工業科教育法2*	非常勤	新設
	特別活動	非常勤	
	教育とコンピュータ	菊地、北道**	新設
	道徳教育	太田	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導・教育相談 進路指導	菊地、非常勤 菊地
総合演習	総合基礎研究***	文化センター	新設
教育実習	教育実践研究	太田、菊地	
	教育実習****		単位数増加

注* 工業科教育法1、2は平成14年度より情報科教育法1、2に変更。

注** 最初の年は非常勤講師にお願いしたが、翌年からお願いできなくなり、このように変更。

注*** 総合基礎研究は文部科学省の指導により14年度より総合基礎演習に変更。

注**** 教育実習は中学と高校で単位数が異なる。

このように見えてくると、これまで開設されていた科目の内容を多少変更した上で名称変更で済ませた場合もあるが、まったく新規に開設せざるを得なかった科目も多い。教職課程の学生の負担増になっただけでなく、教職課程担当の専任2名も負担増をしいられた。教科教育法については非常勤に頼ることとし、他の科目も文化研究センターや学科の教員の支援を求めている。

この数年の動向を一言で言うならば、免許法が改正されるたびに教科科目よりも教職科目を重視する傾向が顕著である。つまり、単に数学や英語ができる教員よりも、教育のあり方や児童生徒をよく理解している教員が求められているということであろう。非行や校内暴力、いじめなどの問題行動の頻発に適切に対処することができ、他方で断片的知識の暗記ではない「生きる力」を育てることのできる教員をもとめる文部行政の特徴が反映されている。

5. 教科科目

以上、教職科目についての経過を概観してきた。教科科目については問題がなかったわけではない。教職課程開設時に、会津大学は数学と工業の科目を申請した。理科も候補に挙がったが「物理学、化学、生物学、地学」をすべて揃えるのは困難なので見送られた。数学の教科科目は「代数、幾何学、解析学、確率論統計学、コンピュータ」の5種であり、工業は「工業の関係科目、職業指導」だけなので開設は可能と判断されたのである。英語については、一つの学科で複数の免許が取得できるのは学科の趣旨に反すること、また教養科目は教科科目に認めてもらえないこと、などの文部省の指導で検討の対象にならなかつた。

数学の教科科目を整備する上で困ったことは、いわゆる一般教養科目は教科科目に認めてもらえなかつたことである。かつての大学では一般教養科目と専門教育科目の区別があり、学科の専門科目は教職の科目として認定してもらえるが、一般教養科目の数学は認定されなかつた。それをそのまま適用して、本学の微分・積分は教職の科目として認定されなかつたのである。内容がいかに専門的だとしても、本学の教

育課程の中で「教養基礎科目」のカテゴリーに分類されているからである。

免許法改正で高校に新たに「情報」という教科が加わった。会津大学はコンピュータ理工学部であるから当然情報の教職課程を開設するべきであるということになり、工業を廃して情報を開設することにした。だが、工業が「工業の関係科目」だけだったのに対し、情報の教科科目は「情報社会及び情報倫理、コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）、情報と職業」の6種類の科目が整備されることが必要とされた。文部科学省との事前折衝では、大学の既存の開設科目の中で情報倫理や職業について触れているだけでは足りず、それとはつきり分かるような科目名が必要だと指導されたし、「マルチメディア」についても会津大学のマルチメディアと高校の情報科の求めているマルチメディアの内容が異なっているという指摘を受け、すんなりと認可されたわけではなかった。

当時文部科学省に情報の教職課程を申請した大学、学科の一覧を見ると、理工系の情報関連学科が主流を占めているとは言え、明らかに文科系の学科でも情報関連科目を開設している場合は認可されている。コンピュータの高度な教育を行っていなくても、パソコンのアプリケーションソフトの使用方法を学ぶ科目が配置されていれば認可されたのであろう。本学の認可はむしろスムーズではなかったのである。

また、ソフトウェア学科とハードウェア学科それが別個に申請する形が求められ、学科ごとに教科科目の担当専任教員を配置するように求められた。これは本学の教員組織にとってはかなり難しいハードルだった。

6. 教育学関係科目の内容

（1）2年生向け

以上で教職科目の組織面での説明を終わり、次に太田が担当している科目について概観しておく。

最初の教職科目が2年生の「教育入門」である。ここでは、数学の教師になろうとしている学生に、自分たちが受けた数学教育の問題点を考えてもらうことに主眼を置く。

最初に二つのエピソードを紹介して考えてもらおう。一つは、参考書に指定している『学びへの誘い』（佐伯伸也、東京大学出版会、1995）で紹介されている事例である。「花子さんはあめを7つもっていました。おばあさんからいくつもらって、あわせて12こになりました。おばあさんからいくつもらったのでしょうか。」この単純な引き算の問題をある小学生はどうしても解けなかった。その理由は、「どうして、おばあさんがいくつくれたかわかんないのか」という疑問で頭がいっぱいだったからである。この本の著者と同様私もこのエピソードに強い印象を受けたのだが、その印象を共有できないと学生はこの後の授業に参加するのが辛いかも知れない。2つ目のエピソードは、宮崎駿のアニメ「おもひでぽろぽろ」である。その中で主人公の女性が、「私は分数の割り算でどうして分母と分子をひっくり返すのか分からなかった、姉はとにかくその通り計算しろと言う、何の疑問ももたずに計算した友人は素直に育って幸せな母親になっている」と語るのである。会津大学に入学した学生の大部分は数学が得意であり、公理・定理・公式をよくマスターしており、したがってなぜそうであるかについてはあまり疑問をもたない。なぜ数学を学ばねばならないのか、数学をマスターすると人生にとってどういう価値があるのか、それを熟慮してもらうのがまず第一歩である。

次に最近の「低学力問題」（分数ができるない大学生）、理数嫌い、国際学力テストの順位低落などを紹介する。この数年文部科学省が推進してきた「生きる力」を育てる教育と、学力テストの点数とどういう関係にあるのか、どちらを重視すればいいのか考えてもらうためである。

「教師入門」では自分が体験したすばらしい教師と好きになれなかつた教師の思い出を出してもらう。

教師をめぐる不祥事、特に体罰やセクハラの事例研究。体罰が法律で禁止されていることをほとんどの学生は初めて知る。しかも明治時代から禁止されていたことを知って二度びっくりする。ではなぜ体罰はなくならないのか、それをよく考えてもらいたい。中教審や文部科学省が提示している教師像についても学ぶ。先に述べたように、この科目は免許法の改正によって新設された科目であり、従来の時間割の枠に収まらなかつたので夏休みの集中講義として実施されている。

2年生の後期は「学校の歴史と理論」である。この授業では先の2つの科目と違い、教師である私の講義を聞いて覚えるべきことがたくさんあるので学生にとってはどちらかといえば退屈な科目だ。明治以来の日本の学校教育の歴史、および現行の教育を支えている法体系について学ぶ。

(2) 3年生向け

3年生では介護等体験の実施と教育実習校の選定作業がある。介護等体験は、1997年に介護等体験特例法が国会で成立したことによって新しくできた制度で、社会福祉施設で5日間、養護学校などの特殊教育学校で2日間体験をするというものである。免許法で定められた単位とは異なり、学生が体験を行うと受け入れ施設が証明書を発行し、その証明書がないと小学校中学校の免許状が授与されないと仕組みになっている。学生は大学の窓口を通して申し込み、社会福祉協議会が仲介して体験施設や時期を指定してくれる。施設や時期を希望することは原則としてむずかしい。社会福祉施設では介護福祉士や保育士を希望する学生が実習に来る。それにたいして教職の学生、特に一般大学の学生は福祉の基礎知識も技術も持ち合わせていない。だから実習ではなく「体験」と称しているのだが、実際には老人ホームでの食事や排泄の援助をしている。学生にとってはすべてが初めて体験で、それなりの意義はあるようだ。だが施設側の負担は大変だと推測される。

3年生向けに開設されている太田担当の科目は「道徳教育」である。道徳教育という名称で何をやるのか一般の人には理解しがたいかもしれない。学生自身や生徒の道徳性をどうやって高めるかが授業の主眼ではない。中学校で毎週一回行われている「道徳」の授業（特設道徳と称す）をどう運営していくかを学ぶのが目的なのである。過去の道徳教育の事例を概観し、あとは模擬授業を行う。この科目はもともとは毎週開講されるごく普通の形式をとっていたのだが、時間割がタイトであるということでこの数年間は冬に集中講義形式で行われている。

3年生ではその他に「総合基礎演習」がある。これは、小中学校に「総合学習の時間」が新設されたことの伴い、その時間の指導法を学ぶために大学の教職課程に新設された。この科目的新設を申請したとき、文部科学省の担当官からは「この科目は他の教職科目と異なり広い視野で物事を捉えることを目的としているため教育問題はテーマとしてふさわしくない」と念を押された経緯がある。したがって、太田と菊地のみが担当するのではなく、文化研究センターの教員に参加してもらっている。

以下はそのシラバスである。

「本授業は、学生が自らの興味・関心に基づき、人類に共通なあるいは現代日本に関わる具体的な研究課題を設定し、その問題について調査・研究を行い、成果を発表・討論しそれぞれのテーマについて理解を深めることを目的とする。同時に、問題設定、調査、発表のそれぞれの過程で必要とされる基礎的な知識・技術・態度を養うことをめざす。

教職課程の学生は、更に、他の学生の調査・研究・発表に集団的に関わることによって、それらの過程で必要とされる知識・技術・態度の指導法も体験的に学ぶこともめざす。

学生のテーマに応じて担当教員を決め、授業は少人数の演習形式で行われる。また、授業の最後には、履修者全員による研究発表会を行う。授業は各自のテーマに応じておおよそ下記のような計画で実施される。

なお、長期休暇期間を利用して調査活動を行うこともある。

太田光一：車社会の総合的研究

出水田智子：旅に関するテーマ

後藤康二：「ことば」を通して人間や社会、文化について考える

長谷川弘一：近世武士の生活と倫理に関する文献的研究

清野正哉：法学に関するテーマ

菊地則行：心理学的テーマ一般、青年に關係するテーマ

中澤謙：乳酸に関する事項

佐々木篤信：地域生活課題と社会調査」

3年生の後期は4年間のうちでも一番忙しい時期である。履修すべき科目が多いし、卒業論文のテーマと所属研究室を決めなければならない。それに就職活動が始まる。そのような状況の中で教職課程の履修を続けるのは大変だという事が実感される時期もある。

(3) 4年生-

4年生では教育実習に向かう事前指導として「教育実践研究」がある。

教育実習はまず3年生時に実習校を選ぶことから始まる。ほとんどの学生が中学と高校の免許を同時に希望しており、実習はどちらか一方だけを行えばよいので、各自がまず出身中学、高校と相談して実習校の内諾を得るのである。例年、この手続きがうまく進められない学生が若干名いる。選定作業をシステムティックに行うのは簡単だが、出身学校と連絡を取り、面接に赴いて内諾をえることがすでに教職課程の学習の一環なのだ。4年生時にはすでにその手続きは完了している。この「実践研究」では実習を直前に迎えて実際的な細々とした心構えを確認する事に主眼がおかれており、実習中の記録簿である「実習日誌」の使い方に習熟しておくことも必要である。

この授業の枠内で、例年現場の先生に講義をしていただいているが、学生には大いに刺激になっているようだ。

8. 教職課程の存在意義

会津大学の教職課程はどのくらいの存在意義があるのだろうか。まず、どのくらいの数の学生が教職課程を履修しているのか、次にそれらの学生のうちどの程度が実際に教職についている（教員になっている）かを概観しておく。

1994年に教職課程が開設されたとき、教職課程を希望した学生は第一期生で約150人いたと記憶している。必要単位がそろわなかつたり途中で就職が内定したりして最終的に免許取得までこぎつけた学生は約40人だった。そのうち教員に就職した学生は公立高校1、公立中学1、私立高校1の3人、臨時講師を経て数年後に採用にこぎつけた卒業生が3人で、合計では6人が教職に就いたというのが結論である。

このような数字は一期生のみで、その後は教職課程の受講生は20人から30人の間で推移している。就職者は私が把握している限りで八期生までで14人、その他に、実際に教育現場で臨時講師をしながら正式採用を目指している卒業生がさらに15人ほどいる。なお、以上の採用者の教科はすべて数学である。工業での採用は非常勤を含めてもなかった。情報についてはそもそも募集がない。

すでに指摘したように、会津大学は一般大学であるから受講生が多いことを予定していない。

文部科学省発行のパンフレット「魅力ある教員を求めて」（平成15年）によると、全国670大学のうち520大学が教員養成を行っており、平成13年度に免許状を取得した学生数は小学校17,724人、中学校51,906人、

高等学校65,029人となっている。だが就職者はそれぞれ2,069人(11.7%)、1,186人(2.3%)、1,536人(2.4%)ときわめて少数にとどまっている。

すなわち、免許取得者の圧倒的多数は実際には教職に就いていないのである。俗にそのような人をペーパードライバーをもじってペーパーティーチャーと称している。(おそらく就職者の数字はその年度の卒業生の新規就職者数を意味していると思われる。過年度卒業の就職者を加えるともう少し多くなるであろう。)

いわゆるペーパーティーチャーの出現を防止するために一般大学において免許取得を難しくするというのがこの間の免許法改正の方向だと言える。つまり、教職科目が増えれば一般大学では免許取得が難しくなるのである。換言すれば、安い気持ちで教職課程を受講する学生を排除し、教職課程の単位を取る苦労をいとわないやる気のある学生にだけ門戸を開くという意味にもなる。

他方で、本人がいくら教職に就こうと志しても採用数が圧倒的に少ないという現状がある。

この数年の福島県公立学校教員採用候補者選考試験名簿搭載者(いわゆる採用試験合格者数)についてみると以下のような数字になる。

	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
中学数学	21	15	7	6	13	29	25
高校数学	20	14	12	7	10	22	12

これだけ狭き門となると、教職志望学生が途中で民間会社に進路変更するのを無下に止めることはできにくい。少子化傾向が続く中で、教員採用数が飛躍的に増加する見通しはない。他方、福島県では数学の学力向上施策や30人学級の実施などで、非常勤教員を毎年雇用しており、本学卒業生は希望すれば非常勤講師に採用されている。しかし非常勤を何年勤めてもそれだけでは正採用される保証にはならない。非常勤講師として子どもの前では本物の先生となんら変わらずに職務に打ち込み、その傍ら採用試験の受験準備を続ける志をもった者が採用試験に合格する。

8. 専修免許状

会津大学に大学院が開設されるとき、ほとんど検討されないでしまった問題がある。専修免許状である。免許状は専修、一種、二種に区分されており(免許状第4条)、それぞれ修士、学士、準学士が基礎資格となる。つまり、大学院修士を卒業すれば、専修免許が取得できる可能性がうまれる。

単位数でみると一種が59単位なのに対して専修は83単位であるが、大学ですでに一種免許状を取得している場合は大学院で差し引いた単位数を修得すればよい、つまり24単位を余分に修得すればよいのである。

とはいえ、本学の修士課程(博士前期課程)の終了に必要な専門科目は16単位であるから、数学あるいは情報の科目を24単位修得するのはそれほど容易なことではない。そもそも本学の大学院生が無理をしてまで専修免許状を取得する意義があるかどうかが問題となる。

これもまた文部科学省のデータを見ると、大学院で教職課程を開設しているのは368の多数にのぼる。しかし情報の専修免許の課程が認定されている大学院は国立22、私立24、公立1とそれほど多くはない。その中でも岐阜経済大学、名古屋商科大学など、理工系ではない大学院でも情報の課程が開設されている。

現実に情報の免許を取得しても、一級であれ専修であれ、就職口となると皆無といって良い。情報の教職課程を開設するとき、会津大学の教員の中には、会津大学はコンピュータ専門の大学なのだから、そこで情報の免許を取得すれば高校教員の就職口が一気に拡大するのではないかと期待した人々がかなりいた。実際には、高等学校で新設された「情報科」は、普通高校で必修とは言え3年間でわずか2単位なのである。つまり美術や音楽の教師と同じ程度の数しか配置されないことになり、文部科学省や教育委員会の本

音は、現職教員でコンピュータの心得のある者に講習会を行って免許を授与させてしのごうとしているのである。少子化傾向を迎えて情報の免許しかもたない教員を新規採用する余裕はないといみるのが現実的であろう。実際、福島県教育委員会では、高校情報科の教員を一度も募集していない。

他方で、何か別の教科の免許、たとえば数学の免許を取得していて情報の免許も取得している教員は重宝されるであろう。

9. 教職課程の組織

会津大学の教職課程はこの10年余にかなりの変遷を遂げてきたが、実は全学的な方針の下に運営されてきたとはいいがたい。

学則では36条の2に「教育職員免許状授与の所要資格を取得」できる旨明記されている。しかし、教職課程を誰がどのように運営するのかが不明確である。まず、教職担当の2名の所属が明文化されていない。1994年以来2名の専任教員は文化研究センターに所属している。しかし「会津大学学内運営組織等に関する規程」では「…会津大学履修規程の…人文科学、社会科学及び保健体育の授業科目を主として担当する教員は文化研究センターに…所属するものとする。」と規定されているだけで、教職担当者が文化研究センターに所属することは規程上は明示されていない。おそらく、開学時（1993年）に作られた規程を、1994年の教職課程開設時に変更しなかったものと推測される。さらに、教職課程の改正を審議ないし発議する組織が不明確である。慣例として教職担当者2名が発議し、教務委員会で審議・承認、教授会で最終決定という手続きをとっているが、学科の教員が関与する余地が現行では存在しない。数学や情報の教科科目担当の教員が関与するような、全学的な組織が必要と思われる所以である。

平成16年度から会津大学は「公立大学法人 会津大学」となることが決定されている。文部科学省からの連絡では、「法人として大学を再設置することになるため、教員免許課程についても再度、教員免許課程の認定申請を必要とする」（平成16年5月18日付け 事務連絡）とされている。教科科目担当教員もかなり変更があり、大学のカリキュラム全体の見直しが検討されている中で、再申請を機会に、教職課程の見直しが必要となろう。